軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽四輪車、軽二輪車、小型二輪車、小型特殊自動車等の所有者に課税される税金です。

１　納税義務者

毎年４月１日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有している方に課税されます。

（注）軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありません。したがって、４月２日以降に車両を廃車した場合、その年度の税金は納めていただくことになります。

２　税　　率

<table>
<tr><th colspan="4">車　　種</th><th>税率（年額）</th><th>車検</th></tr>
<tr><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td rowspan="2">５０ｃｃ以下</td><td colspan="2">（６００ｗ以下）</td><td>２，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ミニカー</td><td>３，７００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">特定小型原動機付自転車(600w 以下)</td><td>２，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">５０ｃｃを超え９０ｃｃ以下</td><td>２，０００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">９０ｃｃを超え１２５ｃｃ以下</td><td>２，４００円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">軽自動車</td><td colspan="3">軽二輪　(125cc を超え 250cc 以下)</td><td>３，６００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">ボート・トレーラー等</td><td>３，６００円</td><td>有</td></tr>
<tr><td colspan="3">軽三輪</td><td>※</td><td>有</td></tr>
<tr><td rowspan="4">軽四輪</td><td rowspan="2">乗　用</td><td>自家用</td><td>※</td><td rowspan="2">有</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>※</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貨　物</td><td>自家用</td><td>※</td><td rowspan="2">有</td></tr>
<tr><td>営業用</td><td>※</td></tr>
<tr><td colspan="3">雪上車</td><td>３，６００円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">二輪の小型自動車(２５０ｃｃを超える)</td><td>６，０００円</td><td>有</td></tr>
<tr><td rowspan="2">小型特殊自動車</td><td colspan="3">農耕作業用(トラクター等)</td><td>２，４００円</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">その他(フォークリフト等)</td><td>５，９００円</td></tr>
</table>

※　所有されている軽自動車の初度検査年月により、税率が異なります。詳細については次ページをご覧ください。

軽自動車（四輪車等）の税率

平成２８年度より、初度検査から１３年を超える車両の重課と、環境負荷が小さい車両に対するグリーン化特例（軽課）が導入されました。

【表１】

種　別				初度検査の年月		
				①平成２７年３月３１日以前（旧税率）	②平成２７年４月１日以後（新税率）	③平成２３年３月以前（重課）
軽自動車	三　輪			３，１００円	３，９００円	４，６００円
	四輪	乗用	自家用	７，２００円	１０，８００円	１２，９００円
			営業用	５，５００円	６，９００円	８，２００円
		貨物	自家用	４，０００円	５，０００円	６，０００円
			営業用	３，０００円	３，８００円	４，５００円

①②の税率は初度検査から１３年を経過するまで変わりません。

グリーン化特例（軽課）

【表２】

種　別				令和６年度に限り軽課が適用		
				④電気自動車 天然ガス自動車	⑤ガソリン車 ハイブリッド車	⑥ガソリン車 ハイブリッド車
軽自動車	三　輪			１，０００円	－	－
	四輪	乗用	自家用	２，７００円	－	－
			営業用	１，８００円	３，５００円	５，２００円
		貨物	自家用	１，３００円	－	－
			営業用	１，０００円	－	－

④電気・天然ガス車は、平成 30 年排出ガス基準適合または平成 21 年天然ガス車基準に適合かつ窒素酸化物 10%低減達成車が対象となります。

④　⑥は平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成または平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(☆☆☆☆)と下記の条件達成車が対象となります。

⑤令和 2 年度燃費基準かつ令和 12 年度燃費基準 90%達成

⑤令和 2 年度燃費基準かつ令和 12 年度燃費基準 70%達成

３　申　　告

軽自動車等を取得したり、住所を変更したときなど申告事項に変更があった場合は１５日以内に、軽自動車等を廃車・譲渡した場合は３０日以内に下記の申告先へ申告してください。

<table>
<tr><th>車　　種</th><th colspan="2">申　告　先</th><th>必要なもの</th></tr>
<tr><td rowspan="3">原動機付自転車
（125cc 以下）
小型特殊自動車</td><td>取　　得
（販売店から購入したとき）</td><td rowspan="3">市役所
市民税課</td><td>・販売証明書
・窓口に来られる方の運転免許証などの本人確認ができるもの</td></tr>
<tr><td>譲　　渡
（他人から譲り受けたとき）</td><td>〇廃車がまだの場合
・標識（ナンバープレート）
・標識交付証明書
・譲渡証明書
・窓口に来られる方の運転免許証などの本人確認ができるもの
〇廃車済の場合
・譲渡証明書及び廃車申告受付書
・窓口に来られる方の運転免許証などの本人確認ができるもの</td></tr>
<tr><td>廃　　車</td><td>・標識（ナンバープレート）
・標識交付証明書</td></tr>
<tr><td>軽　二　輪
（125cc を超え 250cc 以下）
二　輪　の
小型自動車
（250cc を超える）</td><td colspan="2">東北運輸局　福島運輸支局
TEL050-5540-2015</td><td rowspan="2">左記にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>軽　四　輪</td><td colspan="2">福島県軽自動車検査協会
福島事務所
TEL050-3816-1837</td></tr>
</table>

４　納　　税

市役所から送付された納税通知書により、５月末日までに納めていただくことになります。

５　減免制度

次のような軽自動車等には納税が免除される制度があります。

（１）公益のため直接専用すると認められる場合、又は、その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである場合

→　納期限の<u>７日前まで</u>に申請していただく必要があります。

（２）身体障がい者等が所有する場合（身体障がい者が１８歳未満の場合や精神障がい者又は知的障がい者の場合は、生計を一にする方の所有する軽自動車等も含む）

→　<u>納期限まで</u>に申請していただく必要があります。